

## 第188回電気通信紛争処理委員会

### 1 日時

平成31年2月25日（月）13時30分から14時55分

### 2 場所

総務省第4特別会議室

### 3 出席者（敬称略）

#### (1) 委員

中山 隆夫（委員長）、荒川 薫（委員長代理）、小野 武美、平沢 郁子、山本 和彦（以上5名）

#### (2) 特別委員

小塚 莊一郎、眞田 幸俊、葭葉 裕子、矢入 郁子（以上4名）

#### (3) 総務省総合通信基盤局料金サービス課

企画官 大塚 康裕、課長補佐 大磯 一

#### (4) 事務局

事務局長 山崎 俊巳、参事官 渡辺 久晃、紛争処理調査官 蒲生 孝  
上席調査専門官 土井 義之、上席調査専門官 瀬島 千恵子

### 4 議題及び議事概要

接続制度に関する現状及び課題について【公開】

### 5 審議内容

#### (1) 開会

【中山委員長】 それでは、ただいまから第188回電気通信紛争処理委員会を開催いたします。

本日は委員5名が出席されていますので、定足数を満たしております。また、特別委員4名の御出席をいただいております。

議事に入ります前に、文書による審議の形で開催いたしました委員会につい

て、御報告申し上げます。1月の第187回委員会において、あっせん不実行案件の公表につき、公表内容を含め委員全員の賛成が得られましたので、当委員会のホームページ上に掲載したところでございます。御協力いただきありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。本日は公開の議事となっております。接続制度に関する現状及び課題についてということで、事業者間の接続制度等に関して、最近のトピックなどを含め、政策の動向をお聞きし、紛争事案への対応の参考にしたいと存じます。

## (2) 接続制度に関する現状及び課題について【公開】

【中山委員長】 本日は、総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課大塚企画官、大磯課長補佐から御説明をお願いいたします。企画官、課長補佐には、お忙しいところありがとうございます。それでは、よろしく願い申し上げます。

【大塚料金サービス課企画官】 ありがとうございます。料金サービス課企画官の大塚と申します。本日は大変貴重な機会をいただきまして、まことにありがとうございます。本日、料金サービス課長は都合がつかせんで、私、それから固定の接続制度を担当しております課長補佐の大磯から御説明をさせていただきます。

お手元の資料188に従いまして、冒頭、接続制度の事業法の位置づけ等々、総論的なことを御紹介いたしまして、その後に固定のネットワークに係ります第一種指定電気通信設備制度、それからその後に、これと比較するような形で、移動のネットワークに適用されます第二種指定電気通信設備制度、こちらにつきまして、それぞれ制度の内容、それから現状における課題等々について御説明させていただきます。

まず、固定の担当であります大磯補佐から説明するよういたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 料金サービス課の大磯と申します。本日は、説明の機会を頂戴しましてありがとうございます。よろしく願い申し上げます。座って説明をさせていただきます。

それでは、早速、資料に基づきまして、順次、最初のほうから御説明を申し上げます。

まず、電気通信事業法の目的等ということで、右上のページ数でいう1枚目、それからその続き、めくっていただきまして2枚目でございます。もう皆様当然御存じのことと思えますけれども、一応基礎の基礎から順番にということで、まず電気通信事業の特性ということでは、特に「自然独占性」という言葉で表されることがありますけれども、規模の経済とかネットワーク外部性などの経済的な特徴があり、独占に向かいやすい構造を持っているということで、これを何とか制度のほうで対応するというを受けて、接続などの制度があると理解しております。

次のページをおめくりいただきまして、3ページ目ですけれども、電気通信事業に関する制度の概要及び変遷ということで、古くは1985年、昭和60年に電気通信事業法が出来まして、競争原理が導入されたわけですけれども、当初は利用者向けの料金に関して認可制などの事前規制が採られておりまして、どちらかというと、そういった利用者向けの料金等の提供状況を規制するという色彩が強かったところです。それがだんだん利用者向けの料金の規制が撤廃されていって、代わりに事業者間の接続などのルールが強化されてきたという流れがおおまかにあるのではないかと考えています。現在では、特に特定の事業者、主要なネットワークを保有するNTT東日本・西日本や携帯電話事業者向けの接続ルール等のルールが、公正競争の確保のために非常に重要な存在となっていると考えております。

続きをおめくりいただきまして、4ページ目でございます。本日御説明する規制のカテゴリーズですけれども、ここにあるように、料金や提供条件に関する規制につきましては、固定通信と移動通信それぞれについて、接続料、ユーザー料金及び卸料金の3類型がございます。

今日御説明する料金・サービス規制の概要ということで、左のオレンジのところにあるように、固定通信、移動通信それぞれにつきまして、一番上のピンク、水色、それから緑色にあるように、接続料、ユーザー料金及び卸料金の3つのカテゴリーに分けて、ここで表をつくっておりますけれども、赤い枠で囲ってある接続料に関する規制、固定通信、移動通信、両方について主に御説明します。それに加えて、卸料金に関する事後届出という制度もありますので、そういった関連のものも接続規制と関係するところがありますので、今日は卸料金に関する

事後届出の制度などについても御説明いたします。

おめくりいただきまして、5 ページ目で、まず事業者一般に対する接続ルール等ということで、特定の事業者に限られず、基本的には電気通信事業者、あらゆる事業者に対して適用の可能性があるというものについて主に御説明いたします。

6 ページ目でございます。まず、皆様御存じのとおりかと思えますけれども、接続応諾義務ということで、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、一定の拒否事由に当たる場合を除き、接続の請求を受けた場合にはこれに応じる義務があるというものがございます。これは最も一般的、かつ、ある意味重要なルールということだと思います。拒否事由はここに4つ掲げてございますけれども、これらに当たらない限り応じなければならないということでございます。

それから、それに加えまして、全ての電気通信事業者は、紛争処理の仕組みを活用することができるということで、それには皆様電気通信紛争処理委員会が行うあっせん・仲裁、それから接続協議命令と裁定、この2種類につきましては、総務大臣が行うものですけれども、案件があった場合には電気通信紛争処理委員会に諮問をさせていただくというものです。特に、裁定につきましては、事業者間での接続などの協議が調わなかった場合には申請を受けて裁定を行うものです。その裁定は、それにより協議が調ったものとみなすという効果が付与されているということで、ある意味強力な事後規制になっているかと思えます。

次、7 ページ目に行っていただけますでしょうか。この裁定という仕組みにつきまして、最近少し議論がありまして、その結果として、総務省のほうで裁定に当たっての方針を定めたところでございます。真ん中の四角に囲ってあるところですが、裁定の申請を受理したときは、次の方針を基本として裁定を行うこととする。1つ目、金額、接続料などですが、これにつきましては、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正原価に適正な利潤を加えたものを基本とする、いわゆるコストベースの算定をするという考え方を基本にしますよということであり、2番、3番はその具体論です。ここでコストベースと言っておりますが、必ずコストベースにしないといけないかというのと、そういうわけではなくて、当事者間で別段の合意、すなわちコストベースでなくて、もっと違うやり方がある

ますよねということ合意がされるのであれば、別にそれは関知しない、妨げないのですけれども、紛争になって裁定の申請があったら、総務省のほうではコストベースの考え方を基本として採りますという姿勢を明らかにしているものがございます。

これはちょっと議論があって、下の点線のところに囲ってあるのですけれども、NTT東日本・西日本のほうから、他社の接続料との格差が年々拡大している、すなわち自分が設定している接続料よりも他社の接続料のほうが高いというような、そういう話がありまして、その議論の結果、裁定方針に定めたというところがございます。

続きまして、8ページ目に行きまして、特定の事業者に対する接続ルール等ということで、ここから第一種指定電気通信設備制度と第二種指定電気通信設備制度の2つの制度について、御紹介を進めてまいりたいと思います。

9ページ目に行っていただけますでしょうか。特定の事業者に対する接続ルールということで、固定通信、移動通信両方について制度が設けられています。少し制度の根拠が違います。固定通信のほうでは、加入者回線系の設備を経由して通信することが不可欠である、すなわち加入者回線などの設備が不可欠な設備であるというところを根拠にしております。すなわち、独占性の強い部分があるということがございます。

移動通信のほうは必ずしもそうではなくて、高いシェアを占める事業者が強い交渉力を持っているということを規制の根拠としています。したがって、下のほうにありますように、指定の要件のところ数値が出ていますけれども、NTT東日本・西日本、すなわち固定系のほうは、都道府県ごとに50%という高いシェアを持っているということを理由にして、その設備を指定して規制をするという考え方。右のほうの移動系は、指定要件の中は10%という数値を掲げております。すなわち、より緩い基準になっている。これは、必ずしも不可欠な設備とまでではないけれども、交渉力が強いということを根拠にしていることの帰結でございます。規制のほうも、左のほうの固定系は認可制、右のほうは届出制ということになります。

接続の形態が絵でいろいろ描いてありますけれども、どういう接続をしているかということについては、順番に御説明したいと思っております。

続きます。10ページ目、まずここからは第一種指定電気通信設備ということで、固定系の特定事業者に対するルールを御説明いたします。

11ページ目を御覧いただけますでしょうか。第一種指定電気通信設備、固定系の特定の事業者向けの接続制度につきましても、真ん中のオレンジで囲ってある3つが主な規律で、特に一番左の接続約款の策定・公表義務というのが重要でございます。こちらにつきましても、接続料、接続条件について接続約款を定め、認可を受けなければならない、認可制でございます。認可を受けなければ、約款、それによって接続の協定を締結してはならないということになっております。

認可の要件なんですけれども、接続料等が適正・明確に定められていること、それから、接続料の額が総務省で定める方法、第一種指定電気通信設備接続料規則なんですけれども、これに照らして公正妥当なものであること、また、それによって定められた接続料が機能ごとである必要があるなどの認可の要件が規定されております。この機能については総務省令でその単位を定め、法定機能と呼んでおります。後ほどもたくさん出てくる概念でございます。

続きます。12ページ目に行ってくださいませでしょうか。具体的にどういう法定機能があって、どういう接続料があるのかというのを御紹介いたします。

13ページ目でございます。第一種指定電気通信設備のネットワーク概要ということで、これが法定機能の単位というわけではないんですけれども、主にこういうネットワークが指定設備として指定されていますという御説明で、ここにあるように、PSTN電話網、それからその下に御自宅まである銅線の加入者回線があり、それから右のほうはIP系のネットワークということで、NGNと呼ばれる次世代ネットワークと、そこにつながるFTTHサービスなどを提供するのに使われる光ファイバの加入者回線、こういった主なネットワーク構成になっております。それぞれのネットワークについて、法定機能が一定の数、定められていまして、この単位で接続料を算定するということになります。

14ページ目に行ってくださいませでしょうか。法定機能は、現在、全部で39個ございます。逐一御説明はいたしません。主なものにつきましては、後ろのページで順次御紹介いたします。

ちょっと申し上げたいのは、法定機能ということで、総務省令でこの単位では

必ず接続料を設定してくださいと定めているんですけれども、これ以外に機能があったり、接続料があったりということを排除しているわけではなくて、もしそういうものがあれば、それも接続約款に定めて認可を受けるという形になっています。

続きまして、15ページ目に行ってくださいでもよろしいでしょうか。第一種指定電気通信設備の接続料の算定方式は、実際費用方式、長期増分費用方式の2つに大きく分けられて、そのうち実際費用方式のほうは実績原価方式、将来原価方式の2種類があるというのをこの上のほうの表でお示ししております。一番下のキャリアズレート、事業者向け割引料金は、現在はあまり使われておりませんので、ここは、今日は説明を割愛いたします。よく使われているのは、実績原価方式、将来原価方式、それから長期増分費用方式、いわゆるLRICでございます。

実績原価方式は、まさに実績の需要や原価、費用に基づいて算定いたします。それは、基本的には前々年度、2年前の需要や費用によって算定いたします。これはなぜかというと、2年前のものでないと使えない、すなわち1年前の数値、需要や会計の数値というのはまだ確定していない段階で次の年度を申請しますので、直近で利用可能なのは2年前の数字ということになるからであります。将来原価方式のほうは、過去の実績なども使って予測をして、その予測した需要や費用に基づいて算定するという方式であります。

下のほうに、接続料というのは、原価を需要で割って算定するというので、原価には設備コストのほか、報酬、すなわち利潤に当たるもの、それから調整額というものが含まれるということでございます。

16ページ目に行ってくださいでしょうか。調整額の概要ということで、今、調整額が入るといふのを申し上げたのですけれども、昔は精算という方式だったようですが、それを見直して調整額という方式になっているということです。これは何かといいますと、2年前の費用から、2年前にあった接続料の収入の総額を引き算しますと差額が出てきます。これは一致しなかった部分ですね。もちろん、一致すると見て算定するのですけれども、2年前のものでありますから実際には一致しないことがあるわけです。それで、その差額を調整額ということで、これから算定しようとする接続料の算定の中に算入して回収をしていくという

仕組みであります。

ここで、調整額の算定のところで、⑤、水色のところで、前々算定期間、2年前の接続料に算入した調整額を入れるという操作をしていますが、この2年前の調整額というのは費用に相当するようなものですので、費用との並びでちゃんと入れておくということであります。

実績原価方式とかな場合はこういう式で算定しているのですが、将来原価方式については、その下にあるように、基本的に認可申請者、すなわちNTT東日本・西日本が自らの情報に基づいて算定するので、一定程度、乖離の発生は避けられないのは確かであるし、実績原価方式との選択が省令上可能であるということも併せて考えると、予測を行った申請者が、この乖離については自ら責任を負うべきものということで、将来原価方式については、実は原則、調整額はゼロである、認めないという方針を接続料規則で採っております。そうはいつでも、電気通信事業法第33条第4項第2号に規定されているとおり全て公正妥当である限りにおいて、ということになります。それとの関連もありまして、将来原価である加入光ファイバ接続料につきましては、実は許可をして、特例ということで調整額の制度を実施しています。光ファイバにつきましては、算定期間が3年から4年と長い、3年、4年先まで見越した接続料算定をしますので、そうすると乖離が、外的要因でNTT東日本・西日本が予測できないようなものが出てくるであろうということで、調整を認めることにしております。

続きまして、18ページ目まで行っていただけますでしょうか。接続約款の認可制というのは、1回認可して終わりではなくて、実は毎年必ず認可をし直しています。それはなぜかといいますと、一番下の図にあるのですけれども、接続会計の整理・公表というのを毎年行います。それを受けて接続料を再計算しないといけないという規定になっております。すなわち、再計算を毎年行う。そうすると、額が変わります。額が変わったのを反映するために、接続約款の変更の認可申請を行う、すなわち毎年認可申請を行うということになります。毎年認可申請がありましたら、その後、事業部会、審議会に諮問しまして、2回意見公募して、委員会、これも審議会ですけれども、そこで調査・検討した上で答申という手続をとります。これ全体で結構時間がかかるものでございます。

こういうことをすることによって、上のオレンジの枠の2つ目ですけれども、



ここで原価算定根拠を含む申請内容を公表して意見募集を2回実施します。これによって、1回目の意見では、大体競争事業者のほうから、NTT東日本・西日本の申請内容について、例えば疑問があるとか意見があるという内容が多いわけですが、それで終わりではなくて、2回目の意見募集では、NTT東日本・西日本のほうから反論などの機会があるということになります。また、ほかの事業者からも賛同または反対の意見が改めて出てくるということで、論点・事実関係等がより明確化するという効果があるのではないかと考えています。実務上もそうした意見募集の結果などを踏まえて、総務省では補正をしてくださいという姿勢を採ったりとか、あるいはNTT東日本・西日本に対して文書で要請したりとか、あるいは関連の制度上の検討をしたりという営みをしております。

19ページ、スタックテストということで、20ページまで行っていただけますでしょうか。スタックテストというのは、最近指針を新たに定め直したのですが、接続料水準と利用者料金水準が近接したり逆転すること、これを価格圧搾と言っておりますが、これは不当競争に当たるということで、それを回避するために、そうならないかどうかという確認を行うのが趣旨でございます。これを認可申請のタイミングで行っていただいて、審査の中で確認をするということになります。

下の絵の緑のところにスタックテストの実施というのがあります。サービスごとに接続料総額と利用者料金収入を比較します。サービスというのは、例えば加入電話・ISDNの基本料、通話料であったりとか、あるいはフレッツ光ネクストであったりします。例えば、フレッツ光ネクストであれば、NTT東日本・西日本のサービスはありますけれども、そのサービスで得た料金収入と、そのサービスの提供におそらく要したであろうコストということで、そのコストを接続料の額を使って算定して、その両者を比較して、差が20%以上あるかどうかという判定をまず行います。もし、20%以上あれば多分大丈夫でしょうと。20%未満だと、コストと料金の差が少ないので、競争事業者がその接続料の額を使って競争できないかもしれないということが考えられます。そういうことで、この不当な競争、それ以外、そこを突き詰めていくと、目的のところはいろいろな議論がまだあるのですけれども、いずれにせよ、20%未満だったところ

は不当競争かもしれないという疑いを持って措置を行うということで、そうはいっても、ほかにもいろいろ要因は考えられるので、合理的な論拠、不当な競争を引き起こさない論拠がもし提出されたら、そこはいいという場合もありますけれども、やはり不当競争だという判断になりましたら、利用者料金や接続料の変更を求めていくということになります。

続きまして、21ページでございまして、スタックテストを実際にやったらどうかという、基本的には20%を上回っているので大丈夫ですというのはここに書いてあることです。一部、バツとなっているところがありまして、右のNTT西日本の青い枠で囲ってあるところですが、ここは20%を割っていたというのが直近の接続料の認可申請のときの結果でした。でも、ここは十分な論拠があったということで、不当競争ではないという判断をしまして、ここは大丈夫でしたという運用をしております。

続きまして、22ページ目、表が細かくて申しわけないのですが、時間の関係上、1回全て御説明をさせていただきます。22ページは、基本、参考ですが、さらに細かいスタックテストも実際にはやっています、メニューごと、ここに書いてあるように、例えばファミリータイプ、ビジネスタイプ、マンションタイプ、こういったものに分けて、それぞれのメニューごとにコストと料金を比較して、逆転していないかどうかというテストもやっています。基本、大丈夫という結果が出ているのですが、ここで利用者料金の算定が難しく、なぜならば割引が実際にはあるので、そこの考慮が難しいということで、ここは、できる限り実態を踏まえた利用者料金の額を使ってくださいという要請をしております。

続きまして、23ページ目、ここからは個別の機能や設備に係る接続料の実態について御説明いたします。

24ページ目でございます。まず、加入光ファイバに係る接続料ということで、主なものを2つ、方式として挙げております。上のシェアドアクセス方式は、NTT局舎の中で局内スプリッタというのがございますけれども、ここで4つに分岐をします。そこから管路・とう道、地下をまず走って、き線点というところで電柱のほうに立ち上がって、最後に御自宅、利用者宅の近くで、更に8分岐をする、こういった分岐をするということで使うのがシェアドアクセス方式でござ

ございます。下のほう、シングルスターというのは、分岐はせずに局舎から利用者のビルとかに向けて一直線でやるということでございます。それぞれについて、接続料の額が設定されています。

次に、25ページ目に行ってくださいませでしょうか。加入光ファイバの接続料につきましては、先ほど将来原価のところでも申し上げたように、3年から4年分を一括して認可しているというのが実態でございます。現在は平成28年度から31年度までの水準を認可しております。すなわち、来年度が最終年度ということになります。直近の平成30年度の接続料は、実は調整額の仕組みを適用しまして、そうしましたら認可済みのものより減ったという結果が実はありました。いずれにせよ、だんだん下がっていく、低減するという事で認可しております、実際にもそういうふうに移しているということでございます。

続きまして、26ページ目でございます。ただ、今の認可は平成31年度、来年度までなので、その後どうするかという問題がまだ残っております。それにつきましては、今、検討中でして、ここに検討している内容を少し書いています。まず1つ目は、耐用年数ということで、耐用年数というのは経済的耐用年数のことですが、会計上の概念で、ある設備がどれくらい耐久するか、その年数で設備投資の額を割って、毎年減価償却をしていくという仕組みになります。耐用年数が長ければ長いほど、毎年計上される費用は少なくなるということになりますので、接続料の額にこれで影響が生じるということになります。そして、NTT東日本・西日本は、耐用年数の見直しをしないといけないのではないかという議論を今、しております、ここは引き続き検討中でございます。

それから、2つ目、レートベースの厳正な把握ということで、これはソフトバンク様から、光ファイバケーブルの中にある芯線、光ファイバの1本1本の芯線、これは全て使われているわけではなくて、一部使われていないものもあるので、それをレートベース、すなわち報酬額、利潤を算定するベースから除くべきじゃないかという御提案がありまして、これにつきましても是非はまだ分からないのですが、少なくともそういう使っていない芯線がどれくらいあるのかという調査をしないといけないのではないかということで検討を進めておりますというのが、2つの主な検討事項でございます。

続きまして、27ページ目、今度はメタルのほう、銅線です。こちらはここの

3つのような利用形態があるのですけれども、だんだん利用も少なくなってきました。28ページ目に接続料の推移を示しております、御覧いただければ分かるように、平成27年度からしばらく急激に上昇しまして、これが結構、接続政策上の課題でありました。直近では幸い横ばいですが、これが果たして今後どうなるのかというのは予断を許さないところであります。ADSLとか、あるいは直収電話などはまだ利用がありますので、引き続き見ていかなければならないということでございます。

29ページ目に行ってくださいませでしょうか。以上が加入者回線系でして、ここからはコア網でありますNGNについて御説明いたします。

30ページ目をお開きいただけますでしょうか。これがNGNのネットワーク構成で、これはまた複雑で理解が難しいところが結構あるのですけれども、ここまで御説明した加入者回線は、この図でいうと黄色いところの下のほう、パソコンまでつながっているUNIと書いてある黒い線、ここが加入者回線です。今から御説明するのは、加入者回線が収容ルータというルータでつながっていて、そこからインターネットなどのほかの事業者までつながるというコア網のところの話でございます。茶色で塗ってある設備は第一種指定電気通信設備として指定されている設備、灰色は指定されていない設備であります。すなわち、御覧いただければわかるように、NGNというのは指定設備と指定でない設備が混在しているというネットワークになっています。

ネットワークの機能、働きとしましては、上のオレンジの枠に書いてあるように、NGNというのは1つのネットワークで、音声通信、電話ですね、それからデータ通信、主にインターネット、それから映像配信、これらを総合的、安定的に1つのネットワークで提供できるものです。また、そういった多様なサービスに対応するので、最優先、高優先、優先、ベストエフォートという4つの品質クラスを設けていて、それぞれの品質クラスに応じた優先の取扱いをしているというのが特徴であります。

下の図に戻りますけれども、ここに出てくる関係者がISP事業者というのがございます。すなわち、インターネット・サービス・プロバイダーです。多くのインターネット・サービス・プロバイダーはNGNに接続することで、自らのインターネット接続サービスを提供しているということで、そこにとても重要

な存在になっている。あと、利用者向けのサービスとしては、ひかり電話もNGNを使って実現されています。その他、フレッツ光や光コラボもこれで実現されています。

続きまして、31ページ目に行ってくださいまして、ここからはNGNの法定機能と接続料額を御紹介いたします。

32ページ目を御覧いただけますでしょうか。ちょっと複雑な図になってしまっていますが、NGNの法定機能につきましては、直近で少し見直しをしまして、縦の機能だったのを横の機能にするという修正を行いました。これは、同じ設備については大体同じ額の接続料額になるようにということで、設備ごとの機能にしたということでございます。

33ページを御覧いただきまして、その結果も踏まえて、直近の接続料の算定はどうなっているかという、NGNの一番の大きな特徴は、複数の機能に配賦される共用設備として収容ルータ、中継ルータ、伝送路、SIPサーバがありまして、これらは電話の接続でもインターネットのための接続でも、映像配信でも使うということで、それらこういう共用設備のコストをどうやって配賦していくのかというのが重要な問題であります。今は、実はQoS換算係数という概念を用いまして、下の点線のところにありますように、最優先：高優先：優先・ベストエフォートについて、1.20：1.16：1.00の比率を適用しまして、すなわち高優先や最優先につきましては、少し多目の額をお支払いいただくという考え方で接続料を算定しています。しかしながら、これがベストな方法かというところは、まだ決着がついておりませんので、引き続き今検討を進めているところであります。

続きまして、34ページ、35ページ及び36ページは割愛させていただきます。37ページまで行っていただけますでしょうか。

37ページ、主な接続料をお示ししております。多くの事業者に使われるものは、下のピンクの表のIGS接続（ひかり電話）というものがございます。この接続料は、NTT東日本・西日本のひかり電話に、例えばほかの事業者からの通話が着信するときに、そのほかの事業者がNTT東日本・西日本に支払わなければならない接続料の額であります。これが平成30年度、申請となっておりますが認可ですね、3分当たり1.4円という額で少し下がったと、これは見直しの効

果もあって下がったということでもあります。

その下の収容局とか中継局とかの接続は、NTT東日本・西日本しか利用していないということで、実はほかの事業者はあまり関係ないものです。一番下に一般中継系ルータ交換伝送機能（優先クラス）がございまして、これは、率にすると99.4%下がってしまっていて、いわば100分の1以下になっているのですけれども、これは見直しの結果こうなったということで、安くなりました。これは、NGNの中で、優先クラスとして優先的に伝送される機能を使いたい場合の接続料になりまして、この額が非常に下がりましたので、優先クラスの利用がより簡単、より容易になったというのが、今年の接続料申請、認可の結果でございました。

続きまして、38ページ目を御覧いただきます。この優先クラスは、今後、利用が想定されるわけですけれども、1つ厄介なのは、優先パケット関係の機能は、実は優先して取り扱える通信量に上限があるかもしれない、それからあとは、うがった見方ですけれども、NTT東日本・西日本による不当な取扱いが、ひょっとしたらあるのかなのかという可能性もございまして。そういうことで、その辺はちゃんと措置しようということで、ネットワーク管理方針というものを接続約款に定めてくださいという省令改正を最近行いまして、今約款に書かれています。特に、黄色のところですけれども、優先クラスを使う場合には、利用帯域の上限とか設定パターン数というものの上限がありまして、残りはちゃんと約款に記載して認可を受けるという形で、明確化と公平性の確保を図っております。

続きまして、39ページでございまして。ここからはNGNの直近の大きな課題であるインターネット通信量、トラフィックの増大に対する対応という観点で説明申し上げます。

40ページに行ってくださいでしょうか。NGNをインターネット・サービス・プロバイダー、ISPが使うときには、主に2つの接続方式がございまして。左のPPPoE方式というのは、それぞれのISPがそれぞれの都道府県でNTE、これは網終端装置と呼ばれる接続用の装置ですけれども、網終端装置というものを個々のISPごとにたくさん置きまして、そのインタフェースの部分は接続料を支払うのですけれども、NTEの大部分の費用は、NTT東日本・

西日本が負担して接続するという方式であります。

右のほう、I P o E方式というのは、GWRと書いてあるのはゲートウェイrouterと呼ばれる、これも接続用の装置ですけれども、これに接続することでインターネット通信などを行います。そして、VNE事業者と書いてありますけれども、ゲートウェイrouterで接続できるVNE事業者の数というのは実は限られていまして、それが昔は16者ということで約款に明記されていたのですけれども、いずれにせよ、制限があるという状態です。左のPPP o E方式のほうは、そういった接続数の制限はございません。ところが、I P o E方式のほうは、真ん中の⑤の右のほうにありますけれども、ゲートウェイrouterの接続用設備の費用は、接続事業者が全て負担しています。

その結果としてなのかどうかというのはありますけれども、⑥のところ、ゲートウェイrouterの機能の増強は自由に行うことができます。したがって、トラフィックが増えて混雑し始めたときは、ゲートウェイrouterを接続事業者の判断で増強できるということです。左のPPP o E方式はそうになってなくて、NTT東日本・西日本が原則として増設の可否を判断します。なぜなら、費用の大部分はNTT東日本・西日本が負担をしているからという構造になっています。

続きまして、41ページ目、それをもうちょっと文字であらわしたのがこの図でございまして、これはPPP o E方式のほうですけれども、網終端装置の増設ということで、網終端装置というのは、ISPのほうで、インターネット通信量が増加しているので増設してくださいという要望をされているのですけれども、NTT東日本・西日本は、セッション数が一定数に達する場合には増設できますという基準を設定してございまして、逆に言うと、トラフィックが増加しても、それを理由として増設できるという基準にはなっていないということでもあります。でも、実際にはトラフィックがこの図のようにすごく増えているのでどうするかという問題が起こっております。

続きまして、42ページ目ですけれども、こういった問題に総務省としても少しずつ対応してきてございまして、1つは省令を改正して、増設基準の基本的な事項は接続約款に書いて認可を受けてくださいということにしまして、今、増設基準は円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めるという内容が接続約款に規定されています。

そして、あわせて、昨年2月に、総務省からNTT東日本・西日本に文書で要請をいたしました。主なところは、特に(1)の②なんですけれども、網終端装置増設メニューによるトラフィック増加への対応の方法について検討し、適切な対処を行うことという要請をしまして、報告もしていただき求めたところでございます。

43ページ目に行ってくださいでしょうか。そうすると、この要請などを受けまして、NTT東日本におかれましては、平成30年、昨年6月に網終端装置の増設基準を20%緩和していただきました。緩和の実際の数値は下の表に書いてあります。一番下の研究会第二次報告書と書いてありますけれども、これがその当時の経緯や議論の内容ですが、JAIPA、日本インターネットプロバイダー協会、ISPの協会からNTT東日本・西日本に対し、トラフィックベースへの増設基準への変更真挚に対応することなどの要望が行われていました。これはどういう意味かといいますと、トラフィックが増えたら増設できるという基準にしていだきたいという要望でありました。今はそうっていない。回線数などをベースにしたセッション数が増えたら増設できますという基準になっているようですが、これを変更していただきたいということでありました。

これに対して、NTT東日本・西日本からは、フレッツ光などのコスト回収単位が、基本的にトラフィック単位ではなくてユーザー単位になっているということで、増設基準の単位をセッション数のままにしたいという回答があったということで、ここは引き続き、更なる見直しの必要性について検討していくと回答を頂いている状況であります。

続きまして、44ページ目に行ってくださいでしょうか。そういうことで、これで終わりとなっておりますので、これも最近の資料の内容を抜粋しているのですけれども、下線が引いてあるところですが、今後の継続的フォローアップに当たっては、実際の通信量の状況等について客観的なデータに基づく検証を行う必要があるのではないか、そして、その検証を今、有識者の研究会のほうで行っているのですけれども、様々なやりとりがありました。下線が引いてあるところですが、結局、接続ISPごと、県等域ごとにブレークダウンした帯域利用率、トラフィックのデータを研究会の構成員に対して示していただいたのですけれども、そうすると、ちょっと帯域利用率の高いエリアの存在が明らかになった



というところでございまして、ここにどう取り組んでいくかということが今課題になっているということでもあります。

45ページ目、ここからは行政指導ということで、これに関連して不適切な業務運営がありました。

46ページ目に行っていただけますでしょうか。また網終端装置の話ですけれども、網終端装置につきましては、同一の網終端装置であるにもかかわらず、接続約款によらずに増設基準の違いに応じて異なる額が請求されている実態を確認いたしました。また、その調査の過程において、増設基準というものが接続の条件に該当するにもかかわらず、約款における根拠がない状態で設定されていた場合があったというのを確認いたしました。この2つの点につきましては、接続約款の定めと乖離するので、これは不当な運営ということで、NTT東日本・西日本に対して、適正化のための措置を講じるよう、行政指導を文書で行ったというのが昨年12月18日でございます。これは認可制なので、当然、認可をした約款どおりに業務をしていただく必要があつて、だけれども、実態はそうになっていなかったと、かいつまんで言えば、そういうことかと思えます。

指導内容ですけれども、応急措置とともに、他事業者に対する説明を行ってくださいということで、この中で、もしこれまでの取扱いについて何かあれば、総務大臣の裁定の手続、紛争処理の仕組みもありますよということで、説明をするようにという指導もしております。今のところ、この裁定の申請はございません。

47ページ目、もうちょっと図を用いて御説明しますと、何が起こっていたかといいますと、ここの赤い枠で囲ってありますように、網終端装置を増設できる増設基準というのが②の数値で、これが6,300、4,000、1,600と大体3種類ここにございますけれども、3つとも全て同じ装置について適用されるものです。かつ、この3つの種類で設定されている接続料額が違っていたのです。増設基準は違うのですけれども、同じ装置なので、本当は同じ額でないといけなかったんじゃないかということで行政指導したということでございます。

続きまして、48ページ目、ここからは直近の事業者同士の協議の状況などを御紹介するもので、基本的には読んでいただければと思います。

49ページ目は、さっき申し上げたJAIPAなどのISPとNTT東日本・西日本との間の協議ということで、現在協議されているものがあるという御紹

介でございます。これがどうなるのかというのはまだ分からないと。

それから、50ページ目につきましてはNDAということで、守秘義務、秘密保持協定というのが事業者間で結ばれて、それで協議を行うということがあるわけですが、それは接続約款にも載っている取扱いであって、それ自体、決して不当というわけではないんですけれども、これによってオープンな議論が妨げられるなどの御意見を今、ISPの団体のほうから頂いていて、それについても今後、検討課題になっていくのかと思っております。

52ページ目、53ページ目は飛ばさせていただきます。

54ページ目以降は、LRIC方式の算定でございます。55ページにLRIC方式でどういう算定をするかというのが書いてあります。これは、いわゆるここで言っている中継交換機とか加入者交換機などの接続料算定に使っている、もっと簡単に言うと、PSTNの電話に接続するとき、PSTNの加入電話とかに電話が着信するときには他事業者が支払う接続料がよくここで算定されますということでございます。これにつきましては、モデルを使って算定するというところで、必ずしも実際の費用に基づかずに、一番効率的な設備、技術を使って算定するということであります。このモデルは定期的に見直しているということで、その見直しにつきましては、59ページまで飛んでいただけますでしょうか。

最近、モデルの見直しを行いまして、実は今、モデルを2つ用意しているのですが、1つが青い枠の中、PSTNモデルです。これは見直しまして、原価が大体4.2%の減少になります。それから、改良IPモデル、2つ目のモデルも32.3%の減少ということで、原価が減ったというモデルを最近御用意しました。ただ、これをそのまま利用するかどうかというのは、また別途の議論でして、その議論も最近行ったのですけれども、それにつきましては、61ページに行ってくださいでしょうか。

今のモデルは平成30年度、今年度までの適用でして、来年度以降はどうするかという議論をしないといけなかったもので、それを行いました。結果としましては、改良PSTNモデルで算定しますというのを基本にしまして、ただ、そうやって算定した結果、スタックテストによる検証に耐えられないということが分かった場合には、改良PSTNモデルと改良IPモデル、御用意した2つのモデルの組合せへの移行を進めるという、ちょっと段階的な措置を採るという結論

に今なっていて、これに基づく制度整備を今進めているところでございます。

62ページ目、63ページ目は、いわゆるマイグレーションです。IP化が今後さらに行われますということで、固定電話の世界でも音声通信の世界でもどんどんIP化していくということで、NGNの役割が高まったりすると思しますので、これに伴うさまざまな見直しも今後想定されるのかと思っております。

続きまして、68ページまで行っていただけますでしょうか。接続と卸ということで、接続というのは、電気通信設備相互間を電氣的に接続することをいうと通常言われていますけれども、それはそれとしてあります。一方で、卸電気通信役務という概念があって、事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務という概念が卸電気通信役務であります。実は、これは運用上の話かもしれませんが、物理的な接続形態、電氣的に接続していますよという場合であっても、これを接続ではなくて、当事者間の契約を卸電気通信役務の形にすることによって、当事者間で相対交渉により料金や条件を決定することが制度上は可能になっています。すなわち、今まで御説明した第一種指定電気通信設備で接続料の額がこういうふうになっていますと御説明しましたけれども、実は必ずしもあの額で契約しないといけないというわけではないというのが、卸電気通信役務の制度であります。

ただ、それは当事者で選択できますので、もちろん、例えば接続よりも卸のほうが条件が悪かったら、接続のほうで行いますという選択肢があるということでありまして、卸電気通信役務という制度があることによって、より高度で多様なサービスの提供が可能になるのではないかという発想があるものと思っておりますけれども、やはり相対交渉ですので、その点の課題はあるということで、69ページ目ですけれども、平成27年度の法改正で入った制度がありまして、これは卸電気通信役務の事後届出などの制度ということで、第一種指定電気通信設備や第二種電気通信指定設備を用いる卸電気通信役務については、事後届出の制度が出来ました。これによって、総務省は卸電気通信役務の実態をより把握することができて、その結果を整理・公表して、事業者の参考にしていただくことができるようになったというものでございます。これで一定の透明性などの確保を図っているということでございます。

70ページは飛ばしていただきまして、71ページ目なんですけれども、それ

だけではなくて、卸電気通信役務につきましては、やはりいろんなチェックが必要ではないかということで、ガイドラインもありまして、あと市場検証会議という仕組みもありまして、そうしたところを使っていろんな調査をしています。直近では、例えばNTT西日本の利用者料金と卸料金の関係をチェックしまして、いわばスタックテストのようなものをしてみたということもあります。それで利用者料金と卸料金の接近がないかどうかというのを見ましたとか、あと、MNOのセット割の調査として、セット割引後の小売料金と卸料金の関係についてのチェックもやっています。これは全て事後的な措置ということでもありますけれども、監視をしているということをございます。これでいいのかどうかというのが検討課題としてあり得るのかもしれない。

以上が第一種指定電気通信設備でして、ちょっと時間が限られていますけれども、72ページ目からは第二種指定電気通信設備のほうに移りたいと思います。

73ページ目、第二種指定電気通信設備の制度ということで、ここは先ほど申し上げたように、一番大きな違いは、やはり認可制か届出制かということになるかと思います。また、一番下のほうですけれども、算定／検証の仕組みということで、固定系、認可制のほうは、この算定方法が接続料規則で定められていて、それは第二種指定電気通信設備のほうでも同じですけれども、検証の仕組みが少し違って、算定根拠の総務大臣への提出というのがあります。第一種指定電気通信設備のほうでは、算定根拠は全て公表ですけれども、第二種指定電気通信設備のほうは、必ずしも公表はされていないという若干の違いがありますが、やはり大きなところは認可制か届出制かということだと思います。

74ページ目に行ってくださいまして、接続料算定の大きな仕組みは大体同じです。法定機能、アンバンドル機能の種類が4つあります。これは移動系なので、当然内容は全然違いますけれども、算定方法の大まかなところは大体同じということです。

75ページ目に行ってくださいまして、具体的に接続料額の推移はどうなっているかということ、左のほうは音声の接続料ということで、ほかのMNOとMNOが接続したり、あるいは、ほかの固定電話事業者とMNOが接続したりして、音声のトラヒックをやりとりするときに支払う接続料ということになります。

だんだん下がっている。右のほうはデータ接続料、これはいわゆるMVNOがお支払いされる接続料で、これもだんだん下がってきているという状態でありませぬ。

続きまして、76ページ目に行ってくださいませでしょうか。さっき第一種指定電気通信設備のほうで言いました調整額の制度が第二種指定電気通信設備にはありません。代わりに精算という制度がございます。これは、まず前年度実績による接続料で精算を行う。急激な変動がある場合には利用した当年度の実績による接続料で2回目の精算も行うということでありませぬ。現実には、MVNOさんがよく使われるデータ伝送機能、こちらにつきましては、当面、当年度精算も行うということ、2回精算を行うということになります。1回支払ってそれで確定するのではなくて、実績を使って、もう一回精算、更に2回の精算という仕組みになっているものでございませぬ。

77ページ以降は機能開放ということで、78ページを御覧いただきまして、認可制か届出制かという違いもあるので、第二種指定電気通信設備のほうは法定機能、省令で書かれている機能以外にも、こういう機能もぜひ開放してくださいというのをガイドラインで求めているという部分がございます。その仕組みの説明がここに書いてあります。具体的にいろんな機能を開放してきましたと79ページに書いてあるのですけれども、それは割愛いたします。

81ページ目に行ってくださいませでしょうか。第二種指定電気通信設備につきましては、最近、実は将来原価方式の導入ができないかという検討を始めております。将来原価方式は予見性が向上する、将来の接続料を算定するので、最終的な支払額が見える。それから、確実にキャッシュフロー負担が軽減される。調整があったとしても、それは次の年度以降の接続料に反映されるだけですので、今まで支払ったものが変わることはない、そういうメリットがあるのではないかという話であります。基本的には将来原価方式にデータ伝送交換機のMVNO向けの接続料は移行すべきではないかということで、専門家による検討体制を設けるなどのことを今考えております。

82ページ目に行ってくださいまして、あともう一点は、第二種指定電気通信設備は先ほど若干申し上げましたけれども、認可ではありませんので審議会への諮問がない。それから、算定根拠、原価をどのように計算したかという根拠の

公表もないということなので、こちらもうちょっと改善できないか、今検討を進めております。

83ページ以降は、第二種指定電気通信設備制度を新たに適用しようという話であります。

84ページ目に行ってくださいまして、全国BWA事業者というのが2社います、オレンジの枠の中ですけれども、1つがWireless City Planning、これはソフトバンクグループのBWAの免許を受けている事業者、それからUQコミュニケーションズ、これはKDDIグループのBWAの免許を受けている事業者になります。この2社の端末設備のシェアが10%を超えています。第二種指定電気通信設備に指定をしますよという基準値が10%でして、実はそれを超えているという状態であります。でも、この2社については、まだ指定がされていない。

これがいろいろ議論がありまして、85ページ目に行ってくださいまして、そもそも全国BWA事業者というのはどういう位置にあるのかというのをいろいろ検討しました。電波利用の連携というのをMVNOへの役務提供にも行っている場合もあるということで、電波利用の連携の結果、端末設備のシェアが上がっているという状態が確認されました。

86ページ目に行ってくださいまして、全国BWA事業者というのは、実はデータ伝送役務を提供するためには、MNOのコア網設備の提供が必須になっていて、事実上、一体でサービス提供を行っているというのが、この図に表しているものでございます。

87ページですけれども、やはり電波利用の連携の結果であったとしても、シェアが一定割合を超えているということであれば、交渉上の優位性を有しているものと考えられるということで、現行制度に基づいて10%を超えているので第二種指定電気通信設備として指定するというので、手続を開始すべきではないかという方向で今検討が進められております。ただ、関係規律の見直しは必要に応じて行うということでございます。

88ページからは、MNOとの同等性の確保ということであります。

89ページは、不当な差別的取扱いをMNOが行わないという旨を約款に書いたということで、これは第一種指定電気通信設備制度というネットワーク管

理方針、優先パケットの機能のところでも申し上げたことと呼応するものかと思  
います。

続きまして、90ページ目ですけれども、これは、要は第二種指定電気通信設  
備でもスタックテストのようなものを導入したほうがいいのではないかという  
アイデアでございます。ここの図にありますように、例えば一番左のMNOと真  
ん中とMNOの2つのパターン、いずれも利用者料金収入、オレンジのところ  
が、青い営業費や費用のところを上回っているように見えます。しかしながら、これ  
はほかのところから補助があったおかげで利用者料金収入のほうが上回ってい  
るのかもしれない。仮にそういうことであれば、MVNOにとっては、これによ  
って競争上不利な立場に置かれているのではないか。すなわち、MVNOという  
のはそういう補助は期待できませんから、これは不当な競争になり得るのでは  
ないか、そういう意識で検証、確認してみようということの方角性として打ち出  
しているところでございます。

91ページ目に行ってくださいまして、これも似たような話ですけれども、こ  
れは音声役務、通話のサービスですね、MVNOが提供する通話サービスという  
のは、実は卸で実現しています。その卸料金につきましては、MNOはユーザ  
料金から割り引いて設定していると説明されているということではありますが、  
これが引き下げる余地があるのではないかという意見が示されていて、適正な  
料金設定がなされていることが重要なのではないかという指摘がされておしま  
す。

92ページに行ってくださいまして、こちら、例えばですけれども、上の下  
線にあるように、MNOが音声役務を提供するための料金が、MVNO向けの卸  
料金を下回っている場合には、公正な競争が期待できないのではないか。なので、  
実質的な利用者料金関係において、公正競争を阻害しない水準とする必要が  
あるのではないかという考え方を示していて、したがって、料金収入と卸料金か  
らの費用の算出をした上で、両者の比較を行うという方法により検証を行うこ  
とが適当ではないかということで、こちらスタックテストのようなものを実  
施しようと考えているということでございます。

93ページ目に行きます。セルラーLPWAということで、こちらはIoT向  
けの通信サービスです。いよいよ携帯電話、移動通信の世界では、こういうのが

だんだん導入され始めているということであります。真ん中の表にあるように、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクがI o T向けサービスを開始しておりますが、MVNOに接続によって提供されているかということ、必ずしもそうではない。下の下線にあるように、特に回線管理機能と言われる接続料につきましては、スマートフォンなど向けの接続料しか設定していないので、MVNOがI o T向けサービス、セルラーLPWAをMNOと同様の条件で提供できるかということ、そうは言えないのではかということ、同等性確保の面で課題がありますということで、94ページ目に書いてあるように、今後、MVNOに対し、MNOからセルラーLPWAが適正な料金で提供される必要があるのではないかと、この課題を今取り上げつつあるところでございます。

大変駆け足でありましたけれども、一通り御説明いたしました。なかなか御理解いただけないことがあるのではないかと、済みません、時間が限られていて駆け足でしたので、質疑を通じ可能な範囲で御説明したいと思っております。よろしく願いいたします。

【中山委員長】 ありがとうございます。企画官のほうから何かプラスされることはございますか。

【大塚料金サービス課企画官】 特にございません。

【中山委員長】 大変内容が盛りだくさんで、かつ、予定された時間よりも短くしゃべっておりますから、私どもの頭がついていっているかどうかちょっと問題ですが、ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたらお願い申し上げます。

どうぞ。

【小野委員】 ページの番号で言うと16ページ、調整額のところですけれども、私も非常に基本的なことを伺って恐縮ですが、上の算定式のところを見ると、前々算定期間における費用と、そのときの収入の差、プラス、さらに前々期の調整額というのがあるのですけれども、基本的に費用と収入の差ですから、費用が上回った場合、調整額がプラスに出て、その分が接続料に上乘せというか、算定されるということですね。これは、基本的にそういう場合のほうが多いと考えていいわけですか。

【大塚料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。そういう場合だけ



ではないというのが実態でして、加入光の例になるのですけれども、マイナスの調整額というのが発生することがやはりあります。算定のときの費用と実際の収入が外れるというのは、当然プラスのこともあればマイナスのこともある。25ページ目を御覧いただければと思うのですけれども、ちょっと分かりにくいのですが、例えば青い線を御覧いただきまして、NTT東日本の平成30年度接続料を御覧いただきますと、点線が当初認可したもの、実線が実際の調整額による調整後のもので、平成30年度を御覧いただければ、マイナスの調整額ということで、もうちょっと安く済んだというものがございます。ケース・バイ・ケースということです。

【小野委員】 もう一つ、今のことと関係しているのですが、大分後のほうで81ページ、これは将来原価方式ということの話が出てくるのですけれども、ここで接続料のことで、調整額の分が後になって増えたり減ったりすると。そこでキャッシュフローの負担が軽減されるという意味なのですか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 このキャッシュフロー負担の軽減というのは、要はちょっと多目に支払って、後に精算で、実は少ない額で済みまして、返金ですということよりは、最初から安めの額を設定しておいて、場合によっては後で調整というほうが、まだいいのではないかという意味です。

【小野委員】 ですから、要するに結局後で調整するよりは、あらかじめ見越した金額でやっておいて、調整がなくなったほうがいいという考えなんですか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 この記載の背後にあるのは、接続料がだんだん下がっているというのがありますし、通常、コストというのはだんだん下がるし、あと需要もだんだん上がっていますから、ちょっと先を見越した場合には、見越さない場合に比べて、額は下がるというのが当然でしょうと。そうすると、キャッシュフロー負担の軽減にはなるでしょうという仮定を置いているということです。

【小野委員】 分かりました。どうもありがとうございました。

【中山委員長】 ほかにいかががでございますか。どうぞ。

【荒川委員長代理委員】 確かに、最後におっしゃられたIoT向けの料金というのは非常に重要だと思いますが、何か具体的な指針のようなものはありますでしょうか。要するに、人対人だと幾らぐらいと、今まで電話をベースに計算

されていたと思いますけれども、世の中、センサーとかがいろんなものにつきまして、それを人対人並みに取ると当然高過ぎるので、どういうふうに計算するか、具体的な案がありましたら教えていただけますか。

**【大塚料金サービス課企画官】** ありがとうございます。今、委員長代理から御指摘いただきましたとおり、I o Tになりますと、おそらく端末の数というのが爆発的に増えると思っております。ただ、今のところ、93ページに示させていただいたとおり、一部のオペレーターさんではこのサービスが始まっているところではありますけれども、まだこれが爆発的に増えているわけでもないこともありまして、我々の方で、今、具体的なサービス提供や機能、また、設備の使い方も少し違いますので、このあたりがどういうふうに違うのかという確認を求めているところでございます。

御質問いただいたような、どういった金額で提供されるべきか、ということを議論いたします際には、おそらく、実際にどういった設備を使っているのか、今までの携帯向けと料金が違うのかといったあたりを伺いながら、このあたりの金額が決まっていくのかと考えてございます。

**【荒川委員長代理委員】** どうもありがとうございました。

**【中山委員長】** ほかにいかがでしょうか。

それでは、私からちょっとあれですが、先般、ニュースを見ていましたら、日本の光通信速度が23位に転落したというものでしたけれども、これについて、先ほど来御説明があった、網終端装置の増設というところに原因があったのか、あるいは、今回、その基準が改定されることによって、その辺のところは改善されるのか、何位ぐらいに上がっていくのだろうかというところを教えていただければと思います。

**【大磯料金サービス課課長補佐】** 23位というのは記事に書いてありまして、私も拝見しました。順位や計測の方法やデータに関しては、いずれにせよ、総務省の計測しているものではなく、基本的には民間団体で計測されているものをデータとして使ったということなので、その評価をどうするかというところは何とも言えないとは思いますが。

ただ、記事の中で、NTT東日本・西日本の接続装置が1つの原因、背景だということが、確か書かれていたかと思うのですが、それは正におっしゃっ

たように、網終端装置の問題のことを意味されていたんだろうと思っております。

ここにつきましては、当然、円滑なインターネット接続を可能とする見地から、増設基準を定めていただく必要がNTT東日本・西日本にはあります。それを当然行っていくということと、さっき申し上げていたようなデータの検証、これによって混雑状況をちゃんと見て、改善がちゃんと行われているかなどを引き続き検証していくというのが、まず方針として考えられると思っております。

一部、接続政策の領域を超えるのですけれども、インターネットはベストエフォートですので、定まった品質基準、明確な品質基準、公式なものはありません。しかしながら、では放置でいいのかというと、そうではないと思っております。特に、接続制度の関連でいうと、増設の円滑化というのが大きな課題であると思っており、そこは必要な見直しは辞さないという覚悟でいると思っております。

23位がどこまで上がるかというのは、そこは上がればいいなどはもちろん思っています。

【中山委員長】 ありがとうございます。ほかにはいかがでございますか。どうぞ。

【小塚特別委員】 ありがとうございます。2カ所ぐらい出てきていますけれども、適正報酬というものを算定して、それで原価の計算をするというのが出てきまして、それをどうやって定めているのですかということが質問です。あと、その議論の前提として、適正報酬というのは自己資本に対して算定するという算式になっていたように見受けられまして、借入資本、他人資本についてはそうではないということなのですが、そうしますと、資金を借入れて調達するか、自己資本で調達するかというのは、財務政策なんです、そのことと適正報酬の算定の仕方が関連してくるのかどうか。そういうふうに関連するということは、調達した資金の使い方である投資に対するインセンティブとしてどういうふうに関わると考えられているのか、そのあたりの考え方を少し教えていただけますでしょうか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 まず、15ページ、第一種指定電気通信設備でいきますと、報酬につきましては、他人資本費用と自己資本費用と利益対応

税という、この3種類から成り立つということで、他人資本も算定の中に入っております。今日は御説明しなかったのですが、他人資本費用、自己資本費用いずれについても、報酬率、利潤が設定されていまして、それで計算していただくということになっています。

確かに難しいのは、どこが他人資本費用でどこが自己資本費用かという区分ですね。これにつきましては、しばらく前に自己資本費用が多過ぎるのではないかという議論がありまして、一部控除して、他人資本のほうに移していただいて算定するというのを、直近の接続料の算定では行っていただいたという経緯がございます。

【中山委員長】 よろしゅうございますか。

【小塚特別委員】 ありがとうございます。ここの15ページでは、自己資本費用の下に適正報酬額とありますが、今の御説明は、他人資本費用についても相当の報酬が勘案されるという前提だったと理解してよろしいですか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 そのとおりでございます。いずれについても、自己資本についても他人資本についても、接続料規則のほうで算定方法を定めて、それでやってくださいということで、当然毎年認可の対象にもなっているということです。

【小塚特別委員】 その適正報酬額の算定の仕方についての基本的な考え方というのは、どういう考え方に基づいて算定されているのでしょうか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 自己資本費用につきましては、いわゆるC A P Mの考え方を利用していると承知しております。したがって、リスクの低い金融商品の平均金利をベースとしまして、それが10年ものの国債の利率を使っているのですけれども、それにリスクプレミアムを加算するという形でございます。

他人資本につきましては、他人資本利子率というものをレートベースに掛け算すると。こちらにつきましては、社債、借入金、リース債務などの有利子負債の利子率や、それ以外の利子相当率を加重平均したものを使うというのを基本にしております。

【小塚特別委員】 分かりました。ありがとうございます。

【中山委員長】 ほかにいかがでございますか。

【平沢委員】 今のに関連して、他人資本と自己資本というのは、どういうふうにして区別していらっしゃるんですか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 基本的には会計の中で、借入金などか、それともそうでないかという区分は当然ございますので、それをベースにするということです。ただ、いわゆる東日本・西日本の全体の会計の中から接続会計というのを作るわけですけれども、その接続会計を作るに当たって、自己資本費用をどれだけ使うのか、他人資本費用をどれだけ使うのかというところが課題となったというのが、さっき申し上げた、直近見直したという話です。ですので、そこはいろんな考え方がひょっとしたらあり得るのかもしれませんが、もちろん最も適正な方法でしていただくということでやっております。

基本的には、たしか自己資本費用が優先じゃないかみたいな議論があったのですけれども、そうはいつでも特定の部分、具体的には繰延税金資産という部分だったのですけれども、そこを自己資本費用に計上するのは適切ではないという議論を直近ではしております。

【中山委員長】 よろしいですね。

【平沢委員】 はい。

【中山委員長】 ほかにはいかがでしょう。

それでは、また私からですが、長期増分費用方式の適用ということで、先ほど段階的試行、移行ということになったということですが、その原因は一体何なのかということと、書いてあるのですが、もう一回そこら辺を、説明、コメントしていただければということと、それがスタックテスト等で耐えられないということになってきたときには4対1、何で4対1なのだろう、ゆっくりし過ぎていないのかということもあるのですが、その辺の御説明をお願いします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 まず、なぜ段階的移行なのかということ、実はこれは、実際のネットワークがまだ完全にIP網に移行していない、PSTNですので、まだ全然移行していません。将来、NGNに移行していくのだろうということですが、次の適用期間においては、おそらくまだ移行はしないだろうということですので、その状況下で直ちにIPモデルに移行するのは、さすがにいかがなものかということで、移行期ですよということで段階的な移行という考え方をとったと考えています。

それから、なぜ4対1なのかということなのですが、ここはもうちょっと具体的に言いますと、20%を割らないように算定するという考え方も省令改正の中で採っています。ですので、4対1か、3対2か、2対3か、1対4かみたいな感じに段階として規定する予定ですが、いずれかを採用することによって20%を下回らないようにしてください。それからもう一つは、仮に前年度の算定で既に下回って、例えば1対4とかになりましたとなったら、それ以降の年度においては、必ず1対4よりも先に進みましょうと、それが下回るか下回らないかにかかわらず、段階的移行なので、1つ階段を進めた、すなわちゼロ対5の状態、全てPSTNモデルの状態から1対4のPSTNとIPモデルを少し混合した状態に進んだとしたならば、そこから後戻りはしません、次の年度は必ずその状態から次に進めますという考え方を採る、という制度設計でございます。

【中山委員長】 ありがとうございます。後戻りができないというところを考えたときには、相当慎重なところを押さえておかなければだめだということですか。

【大磯料金サービス課課長補佐】 そうです。

【中山委員長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに質問等もないようですので、これで質疑を終えたいと思います。企画官、課長補佐には、本日はお忙しいところ、本当にありがとうございます。

【大磯料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。

【中山委員長】 以上で議題は終了となりますので、傍聴者の皆様は、恐縮ですが、御退室をお願い申し上げます。

企画官、大磯課長補佐もここで御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

【大磯料金サービス課課長補佐】 分かりました。ありがとうございます。

(3) 閉会 【非公開】

(以上)